

市営住宅などの入居者を募集しています

▷申し込み/問い合わせ先＝市営住宅管理センター(盛町字町9-18/☎⑧8088)

- ▷募集団地＝下表のとおり
 - ▷募集期間＝3月19日(金)まで
 - ▷申込方法＝市営住宅管理センターに次のものを持参の上、本人が申し込みください。
 - ▷持参するもの
 - ・世帯全員の所得課税証明書
 - ・本籍地およびマイナンバー記載の住民票
 - ・印鑑(認印)
- ※障害者手帳などをお持ちの方は持参ください。
※申し込み理由によっては、追加の書類を提出

- いただく場合があります。
- ▷その他
 - ・原則として、入居後、市内の他の市営住宅や災害公営住宅に転居することはできません。
 - ・入居決定前に暴力団員の排除に関する協定に基づく調査をします。
 - ・DKの広さは7～8畳です。
 - ・蛸ノ浦アパート、平南アパート、所通東アパート、清水アパートでは随時募集を行っており、先着順となります。

※駐車場の使用料は、1台につき月額1,000円です。

■入居者募集住宅

住宅名	募集戸数	間取り	所在地	その他
長谷堂東団地	1戸	6畳・6畳・DK	猪川町字長谷堂73-1	単身入居可・ペット可
沢田南アパート	2戸	6畳・6畳・DK	赤崎町字沢田83-1	単身入居可
後ノ入東団地	1戸	8畳・6畳・DK	赤崎町字後ノ入44-1	単身入居不可
平団地	1戸	6畳・6畳・DK	末崎町字平林104-1	単身入居可
崎浜団地	2戸	6畳・6畳・DK	三陸町越喜来字仲崎浜121-1	単身入居可
蛸ノ浦アパート	1戸	6畳・6畳・DK	赤崎町字鳥沢37-3	単身入居可、先着順、随時募集
	1戸	6畳・6畳・6畳・DK		単身入居不可、先着順、随時募集
平南アパート	5戸	6畳・6畳・DK	末崎町字平林87-1	単身入居可、先着順、随時募集
所通東アパート	3戸	6畳・6畳・DK	三陸町越喜来字所通27-5	単身入居可、先着順、随時募集
清水アパート	6戸	6畳・6畳・DK	三陸町綾里字清水54-4	単身入居可、先着順、随時募集

令和2年分の確定申告期限と納期限について

▷問い合わせ先＝大船渡税務署(☎②3481)

■令和2年分の確定申告期限と納期限

- ・申告所得税および復興特別所得税・贈与税＝4月15日(木)まで
 - ・消費税および地方消費税＝4月15日(木)まで
- 納税には、便利で確実な振替納税を利用ください。一度手続きすると、継続して利用できます。
- なお、市役所での申告所得税および復興特別所得税に係る申告受付相談は3月15日(月)までです。
※市民税・県民税に係る申告の受付は3月16日以降も行います。

■令和2年分確定申告分の振替日

- ・申告所得税および復興特別所得税＝5月31日(月)
 - ・消費税及び地方消費税＝5月24日(月)
- 振替納税は、預貯金残高を確認しておくだけで金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる便利な制度です。簡単な手続きで利用できます。
- なお、既に申告所得税および復興特別所得税または、消費税および地方消費税について振替納税を利用している人は、確実に振替納付ができるよう、事前に預貯金残高を確認ください。

(15) 広報大船渡 令和3年3月5日号(No. 1194)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑧3111

水道・簡易水道に関するお知らせ

▷問い合わせ先＝水道事業所(☎内線174/☎⑧7844) 簡易水道事業所(☎内線207/☎⑧7844)

上下水道料金の支払いは口座振替が便利です

口座振替は、指定の預金口座から、上下水道料金を自動的に引き落としするサービスです。金融機関やコンビニなどで支払う手間が省けますので、ぜひ利用ください。

▷利用可能な金融機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、気仙沼信用金庫、東北労働金庫、ゆうちょ銀行、大船渡市農業協同組合、岩手県信用漁業協同組合連合会
※市外店舗を含む本店・支店の口座から引き落とすことができます。申し込みは、各金融機関の窓口で手続きください。

▷申し込みに必要なもの

預貯金通帳、通帳届け出印、水道料金納入通知書(または使用水量のお知らせ)

▷口座振替日

毎月26日(残高不足の場合は、翌月16日)
※土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日
※口座振替の開始まで、日数を要する場合があります。口座振替開始までは、それまでと同じ支払い方法になります。

詳しくは、市ホームページを確認ください。

転出・転居の際は「水道の届け出」を忘れずに!

転居などにより、現在住んでいる場所での水道使用を中止する場合や、転居先で新たに水道を使い始める場合には「届け出」が必要です。

「使用中止」「開始」の届け出を行わないと、「使っていないのに料金が請求された」「住み始めたのに水が出ない」ということになります。

遅くとも、転居の3日前までに届け出用紙を提出してください。



▷届け出の方法

①市役所での直接届出

三陸町および赤崎町合足地区で簡易水道を使用している人は、三陸支所・綾里出張所・吉浜出張所でも受け付けできます。

②ファクスによる届出

様式を市ホームページからダウンロードし、記入の上、ファクスで送信。

③Eメールによる届出

様式(Word形式)を市ホームページからダウンロードし、入力の上、Eメールで送信。

市水道事業運営審議会委員を募集します

▷応募・問い合わせ先＝水道事業所庶務係(☎022-8501(住所記載不要)/☎内線205/☎⑧7844)

市では、広く市民の皆さんから意見・提言をいただくため、委員を募集します。

▷審議会の主な内容＝市長の求めに応じ、水道事業の運営に必要な事項を調査、協議します。

▷募集人員＝2人

▷応募資格＝次の要件を全て満たす人(公務員を除く)

- ・市内に在住する20歳以上(令和3年4月1日現在)の人
- ・上水道を使用している人
- ・年2回程度開催する運営審議会に出席できる人

▷任期＝令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)

▷応募方法＝①住所②氏名③生年月日④職業⑤連絡先の電話番号を明記の上、応募の動機の作文(200字程度)とともに、郵送またはファクスで応募ください(様式は自由)。

▷応募締切日＝3月18日(木)

▷選考方法＝書類審査で決定し、選考結果は応募者全員に通知します。

▷報酬など＝市の規定により、会議1回につき報酬と旅費を支給します。

(14)